

平成24年1月10日

国土交通省土地・建設産業局

建設業課・建設市場整備課

建設企業への金融支援を延長・拡充します！！

1. 経緯と趣旨

- 被災地における建設機械の調達の円滑化を図ることにより被災地の復旧・復興に寄与するとともに、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、建設業への金融支援事業の延長・拡充を行います。

2. 拡充の内容

(1) 下請保証制度(下請債権保全支援事業)の延長・拡充

- 下請建設企業が元請建設企業に対して有する債権の支払を保証する下請債権保全支援事業について、①事業期間の1年間の延長を行う(平成25年3月31日まで)とともに、②被災地域における建設機械の割賦販売・リース・レンタルに係る債権を保証対象に追加します。

<本事業の概要>

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000033.html

(2) 元請融資制度(地域建設業経営強化融資制度)の拡充

- 公共工事又は公共性のある民間工事を受注する元請建設企業が低利で融資を受けられる地域建設業経営強化融資制度について、事業期間の1年間の延長を行います(平成25年3月31日まで)。

<本制度の概要>

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000011.html

3. 施行時期

- 平成24年1月16日から施行

<お問い合わせ先> 土地・建設産業局建設市場整備課 松下、小川
TEL 03-5253-8111 (内線 24823、24824)
直通 03-5253-8281

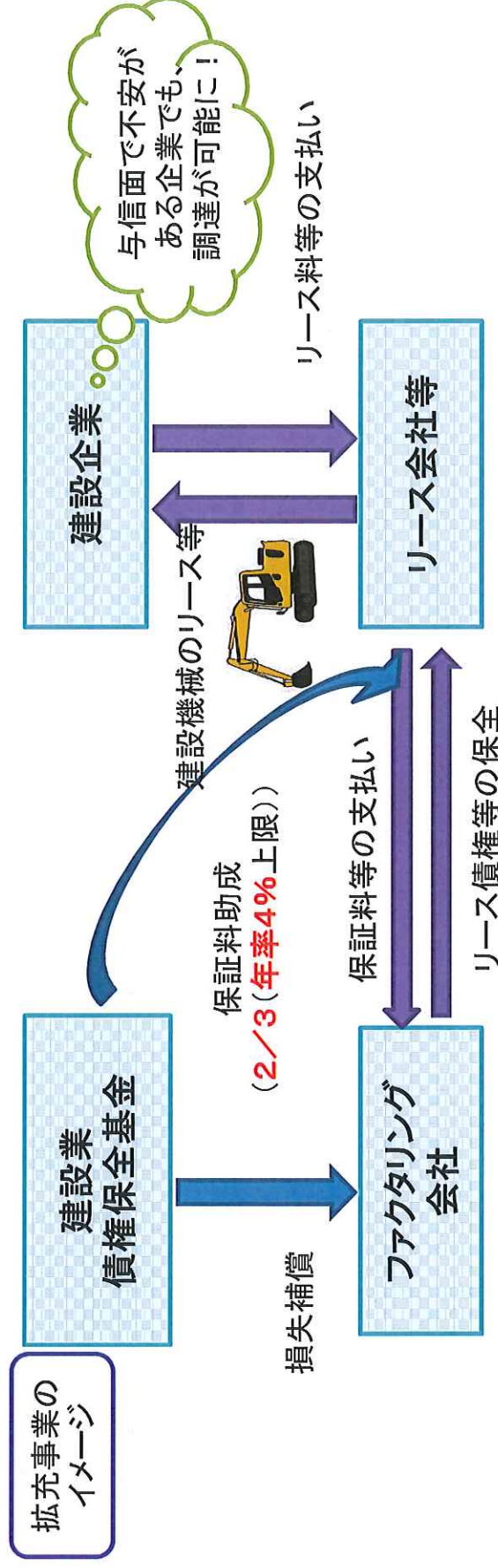
建設業への金融支援事業の延長・拡充

【別添】

被災地の復旧・復興作業に従事する建設企業における建設機械の調達円滑化及び地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、建設業への金融支援事業の延長・拡充を行う。

下請債権保全支援事業の延長・拡充

- 事業期間の**1年間の延長**（H24.3.31→H25.3.31）
- 被災地において、**建設機械の割賦販売、リース、レンタルを行う者**を保証対象に追加



地域建設業経営強化融資制度の延長

- 事業期間の**1年間の延長**（H24.3.31→H25.3.31）